

久留米ボランティア情報ネットワーク運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、久留米市が市民活動に関する情報を発信することを目的として開設したホームページ「久留米ボランティア情報ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）」の利用に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(運営の理念)

第2条 このネットワークは、次に掲げる理念のもとに運営する。

- (1) 市民の市民活動への参加を進めること。
- (2) 市民活動団体が、いきいき、のびのび、活動できるような環境をつくること。

(定義)

第3条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 市民活動 不特定かつ多数のものの利益の増進を目的とし、市民が主体となって社会的な課題の解決に取り組む営利（活動費に充てるための収益事業や実費・交通費程度の支給は除く。）を目的としない活動（その活動から生じる利益を構成員に分配しない活動をいう。）をいう。ただし、政治活動、選挙活動及び宗教活動を主目的とする活動は除く。
- (2) 市民活動団体 社会的課題の解決のため、市民活動を継続的に行う団体（ただし、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団防止法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団若しくは暴力団員（暴力団防止法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）と密接な関係を有する団体を除く。）をいう。
- (3) 事務局 久留米市協働推進部協働推進課をいう。

(支援の内容)

第4条 久留米市は、この要領に基づきネットワークを活用して、次に掲げる市民活動の支援を行う。

- (1) ボランティアに興味を持つ人に対する、活動を始めるきっかけの提供
- (2) 市民活動団体の活動に関する情報発信支援
- (3) 市民活動団体間の交流促進
- (4) その他市民活動を支援するための情報提供

(発信情報)

第5条 久留米市がネットワークにおいて発信する情報は、次のとおりとする。

- (1) 市民活動団体情報 久留米市を中心に活動している市民活動団体に関する情報
- (2) ボランティア募集情報 市民活動団体がボランティアスタッフ又は当該団体の会員等を募集するための情報
- (3) 市民活動イベント情報 市民活動団体が開催するイベントの情報
- (4) 掲示板 市民活動に関する情報交換又は意見交換のために、各種の情報を掲示するもの

(市民活動に関する情報の提供)

第6条 市民活動団体が、第5条第1号から第3号までに規定する情報をネットワークに対して提供しようとする場合は、次の各号に掲げる情報の区分に応じ、当該各号に掲げる様式に必要な事項を記入の上、久留米市市民活動サポートセンター又は事務局へ直接持参、郵送又はファクシミリ通信又は電子メールにより提出するものとする。

(1) 市民活動団体情報 市民活動団体提供用紙(第1号様式)

(2) ボランティア募集情報 ボランティア募集情報提供用紙(第2号様式)

(3) 市民活動イベント情報 市民活動イベント情報提供用紙(第3号様式)

2 久留米市は、前項の規定による情報提供を受けたときは、その内容が第3条及び第5条の規定に反しない限り、ネットワークへ掲載するものとする。ただし、特段の事情が認められる場合はこの限りではない。

3 第5条第2号及び第3号に関する情報提供については、同条第1号における情報提供を行った市民活動団体のみが行うことができる。

4 第5条第4号に規定する掲示板の情報は前項の規定に関わらず、ネットワーク上において直接、市民活動団体や市民等が掲載できる。ただし、当該情報の掲載に当たっては、久留米市による確認を経なければならない。

(市民活動団体へのIDコード・パスワードの配布)

第7条 第6条第1項第1号に関する情報を提供した市民活動団体のうち、IDコード及びパスワードの発行を希望するものは、ネットワークIDコード・パスワード設定申込書(第4号様式)を久留米市市民活動サポートセンター又は事務局に提出するものとする。

(掲載情報の変更及び削除)

第8条 市民活動団体がネットワークに対して提供した情報の変更又は削除を希望する場合は、久留米市市民活動サポートセンター又は事務局に対して、書面の提出、ファクシミリ通信又は電子メールの送信等により当該内容の変更又は削除を申し出るものとする。

2 第7条によるIDコード又はパスワードの発行を受けた市民活動団体は、前項の規定に関わらず、ネットワーク上において直接、ネットワークに掲載された情報の変更又は削除を行うことができる。ただし、当該情報の更新に当たっては、久留米市による確認を経なければならない。

3 久留米市は、ネットワークに掲載された情報が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該情報を提供した市民活動団体の了承を得ることなく、当該提供された情報の内容を変更し、又は削除することができる。

(1) 当該提供された情報が、第5条各号に規定する情報に該当しないことが判明したとき、又はその他の個人への誹謗中傷など、ネットワークの目的に照らして不適当な情報であることが判明したとき。

(2) 当該提供された情報を提供した市民活動団体が、第3条第2号に規定する市民活動団体に該当しないことが明らかになったとき、現に活動していると確認できないとき、又はネットワークの信用を阻害させる行為を行ったとき。

(3) 当該提供された情報がネットワークに掲載された後に、当該提供された情報による

活動が、第3条第1項に規定する市民活動に該当しないことが判明したとき又は当該提供された情報に基づく内容と事実とが大きく異なることが判明したとき。

(4) 当該提供された情報により、その他の市民活動団体又は第三者に誤解を与えたとき、若しくは不利益を招いたとき、又はその恐れがあるとき。

4 久留米市は、第5条第4号に規定する掲示板の情報は、当該情報を提供した市民活動団体や市民等の了承を得ることなく、掲載された日から1年を過ぎた場合に削除することができる。

(責任及び免責)

第9条 ネットワークに提供された情報は、提供した市民活動団体はその内容について責任を負うものとし、久留米市は一切の責任を負わないものとする。

2 ネットワークで提供した情報によって生じた一切の損害及びこれらの情報を利用したことによる損害については、久留米市は一切保証しないものとする。

(ネットワークの運用制限)

第10条 久留米市は、ネットワークの維持又は補修の必要があるとき、事故の発生その他の事由が発生したときは、その裁量により、予告なく運用の休止又は停止を行うことができるものとする。

附 則

この要領は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年7月1日から施行する。